

# 佐渡市 令和8年度 償却資産 申告の手引き

償却資産申告書の提出期限は2月2日（月）です。

期限間近になると窓口が混雑しますので、1月23日（金）までの提出にご協力ください。

- 前回の申告から資産の増減がない方、償却資産をお持ちでない方、廃業・住所（所在地）移転・所有権移転等があった方は、申告書の所定欄に☑をつける、もしくは備考欄にその旨を記載して提出してください。
- 申告書は、提出用と控え用の2部複写です。控え用に受付印が必要な方は、2部とも提出ください。
- 申告書を郵送で提出する場合で、受付印を押印した控えの返送を希望する方は、切手を貼り返送先を記載した返信用封筒を同封してください。
- 実地調査（所有資産および台帳等の確認）を実施することがありますので、ご協力をお願いします。

「申告書」及び「種類別明細書」は、佐渡市ホームページからダウンロードすることができます。 <https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2004/4274.html>

分類でさがす > くらしの情報 > 税金 > 固定資産税 > 固定資産税：償却資産の評価



## 申告書の提出先及びお問い合わせ先

佐渡市役所 市民生活部 税務課 固定資産税係 (☎0259-63-5110 内線241)  
〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地  
各支所・行政サービスセンターの税務担当窓口でも申告書の受付を行っています。

## 償却資産とは

事業のために用いる資産のことで、主に構築物・機械・船舶・運搬具・工具・備品等が該当し、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。市内に償却資産をお持ちの方は、毎年1月31日までに、1月1日現在の資産所有状況の申告が必要です。(地方税法第383条)

以下のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 税務会計上、減価償却となる資産
- ② 事業の用に供しているが、企業会計上は簿外資産として取り扱っている資産
- ③ 決算期以後に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ④ 企業会計上は建設仮勘定で経理している資産
- ⑤ 耐用年数経過後も事業の用に供している資産
- ⑥ 割賦金の完済していない割賦購入資産
- ⑦ 所有者が他の者に貸し付けている資産(リース資産)
- ⑧ 借用資産(リース資産)であっても、契約の内容が割賦販売と同様である資産

### 参考:リース資産の申告について

申告者 リース契約の内容	資産の借主	資産の貸主
通常の賃貸契約によるリース資産 (期間満了時に資産が回収される契約)	✗ (申告不要)	○ (所在市町村へ申告)
売買にあたるようなリース資産	○ (所在市町村へ申告)	✗ (申告不要)

平成19年度の税制改正により、平成20年4月1日以降に契約を締結した「所有権移転外ファイナンス・リース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されました。固定資産税(償却資産)においては、従来のとおり所有者である賃貸人(リース会社等)が申告する必要があります。

平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定の資産で取得価格が20万円未満のものは申告対象外です。(地方税法施行令第49条ただし書き)

以下の資産は申告の対象となりません。

- ① 鉱業権・漁業権・特許権などの無形固定資産
- ② 使用可能期間が1年未満の資産
- ③ 自動車税・軽自動車税の課税対象である自動車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪小型自動車、原動機付自転車等(※大型特殊自動車は償却資産となりますので申告が必要です。)
- ④ 自動車に所有者が取り付け、常時搭載しているカーナビゲーション等の機器
- ⑤ 牛、馬、果樹、その他の生物(観賞用生物は除く)
- ⑥ 取得価額が10万円未満で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの(減価償却として経理している場合は、申告が必要です。)
- ⑦ 取得価額が20万円未満で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上事業年度ごとに3年間で一括して損金又は必要な経費に算入する方法を選択したもの(個別の耐用年数に基づく減価償却を選択した場合は、申告が必要です。)

## 提出書類について

### (1) 今年度初めて申告される方

- ・令和8年1月1日現在、佐渡市内に所有する全ての償却資産を申告してください。

		提出書類			申告内容	
令和8年1月1日 現在の状況	償却資産 申告書	種類別明細書 (全資産用・プレ申告用)	種類別明細書 (増減資産用)			
資産あり	○	○	—	所有している資産全て		
資産なし	○	—	—	『20該当資産なし』に☑を記入		

### (2) 前年度(令和7年度)までに申告したことがある方

- ・令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増減のあった償却資産について記載してください。

		提出書類			申告内容	
令和8年1月1日 現在の状況	償却資産 申告書	種類別明細書 (全資産用・プレ申告用)	種類別明細書 (増減資産用)			
資産の増加のみ (取得・受入など)	○	電算処理を除き、 省略可	○	増加した資産		
資産の減少のみ (売却・滅失など)	○	電算処理を除き、 省略可	○	減少した資産		
資産の増加・減少 両方あった場合	○	電算処理を除き、 省略可	○	増加・減少した資産		
資産の増減がない 場合	○	電算処理を除き、 省略可	—	『19資産に増減なし』に☑を 記入		
全ての資産を減少し た場合(廃業・吸収合 併など)	○	—	○	減少した資産		

※記入方法は、P8～P11を参考にしてください。

## 償却資産の主な例（業種別）

表内①～⑥は、資産の種類(①構築物 ②機械設備 ③船舶 ④航空機 ⑤車両運搬具 ⑥工具器具備品)です。

業種問わず	①駐車場設備、受変電設備、蓄電池電源設備、給排水設備、ガス設備、屋外電気設備、空調設備、LAN設備、中央監視制御装置、構内舗装、外灯、ネオンサイン、広告塔、賃借人による内部造作、簡易間仕切 ②自動販売機、製氷機、ボイラー、照明器具、ローン、大型特殊自動車に該当する作業用車両 ⑤大型特殊自動車に該当する運搬用車両 ⑥コピー機、プリンター、レジスター、金庫、福利厚生設備、看板、机、いす、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン 等
飲食業、宿泊業	①緑化設備、放送設備 ②ステレオ、ガスレンジ、厨房設備、洗浄設備、自動食器洗浄機、製氷機、冷蔵庫、冷凍庫 ⑥カラオケ、楽器、ミラーボール、接客用家具・備品、調度品、テレビ、装飾品 等
理容・美容業	⑥理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、サインポール、ハサミ 等
クリーニング業	②洗濯機、脱水機、乾燥機、ミシン 等
食品製造加工業	②窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、殺菌機、厨房設備、農水産物加工機械、ビニール包装機 ⑥ラベルプリンター 等
医院、歯科医院	②X線装置、心電計、脳波測定器、CTスキャン ⑥電気血圧計、ベッド、手術台、分娩台、保育器 等
駐車場事業	①路面舗装 ②駐車場装置(機械装置、ターンテーブル等) 等
工場、鉄工所	①貯水装置 ②施盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水装置、溶接機、スライス盤、鋸盤、剪断機、溶接機、グラインダー 等
パチンコ店 遊技場	②両替機、玉貸機、玉計数機 ⑥パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲームマシン 等
印刷業	②印刷機、活字版鑄造機、裁断機 等
建設業	②ポンプ、ポータブル発電機、重機(ブルドーザー、パワーショベル等)、コンクリートカッター、ミキサー ③しゅんせつ船、砂利採取船 等
自動車整備業 ガソリン販売業	①地下タンク、キャノピー ②プレス、スチームクリーナー、オートリフト、スター、オイルチェンジャー、充電器、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、ガソリン計量器 等
ゴルフ練習場	①フェンス、ネット設備 ②芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備 等
農業	①ビニールハウス ②脱穀機、色彩選別機、糊摺機、乾燥機、畳塗機、計量機、精米機、育苗機、催芽機、播種機、草刈機、大型特殊自動車に該当する農耕作業用自動車(コンバイン、トラクター等) 等
不動産貸付業	①外構工事(門、塀等)、自転車置場 等
漁業、遊漁船業、 旅客船業	③漁船、遊覧船、モーターボート、エンジン、船外機 ⑥魚群探知機、網等
発電・売電業	①発電用設備一式 等

## 大型特殊自動車について

次の要件を一つでも満たす車両は大型特殊自動車に該当しますので、申告が必要です。

特殊自動車	・最高速度が15km/hを超えるもの ・車両の長さが4.70mを超えるもの ・車両の幅が1.70mを超えるもの ・車両の高さが2.80mを超えるもの
農耕自動車	・最高速度が35km/h以上のもの

ナンバープレートを取得している場合の、分類番号は以下のとおりです。

第2種(機械及び装置)…「0」、「00」～「09」、「000」～「099」

第5種(車両及び運搬具)…「9」、「90」～「99」、「900」～「999」

また、上記要件をいずれも満たさない特殊自動車は小型特殊自動車に該当し、軽自動車税(種別割)の対象です。ナンバー登録をしていない方は、税務課市民税係までご連絡ください。

※小型特殊自動車に該当する農耕作業用自動車を、償却資産として申告している場合は、償却資産台帳からの抹消手続きが必要です。

※小型特殊自動車に該当する農耕作業用自動車は、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車税(種別割)のナンバー交付手続きが必要です。

※償却資産と軽自動車税(種別割)の二重申告にならないようご注意ください。

## 農耕作業用トレーラに対する課税について

令和元年12月25日付国土交通省告示第946号により、農耕トラクタにけん引され、肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫、運搬などを行う「農耕作業用トレーラ」が、道路運送車両法上の大型／小型特殊自動車に新たに指定され、一定の要件を満たす場合に限り、公道走行ができるようになりました。

けん引車の種類 <農耕トラクタ>		被けん引車の種類 <農耕作業用トレーラ>
小型特殊自動車 ・乗用装置あり ・最高速度35km/h未満	→	小型特殊自動車 →軽自動車税(種別割)
大型特殊自動車 ・乗用装置あり ・最高速度35km/h以上	→	大型特殊自動車 →固定資産税(償却資産)※事業用に限る

### <被けん引車の例>

- ・マニュアスプレッダ(堆肥散布機)
- ・ロールベーラー(集草機)
- ・スプレーヤ(薬剤散布機)
- ・トレーラ等

## 国税との主な違い

項目	国税	固定資産税
計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日現在)
償却の方法	定率法・定額法の選択制 ※平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ	定率法のみ ※法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同様
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められる	認められない
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められる	認められない
評価額の最低限度 (法人税は償却可能限度額)	備忘価格(1円)	取得価格の5%

※租税特別措置法の規定により中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の全額を損金算入した場合でも、固定資産税は申告の対象となります。

### 少額償却資産の取扱い

#### (1) 個人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
平成元年3月31日までに取得	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上	減価償却	申告対象
平成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得	20万円未満	必要経費	申告対象外
	20万円以上	減価償却	申告対象
平成11年1月1日以後取得	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
	20万円未満	減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

#### (2) 法人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
平成元年3月31日までに取得	10万円未満	損金算入	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上	減価償却	申告対象
平成10年3月31日以前に開始された事業年度に取得	20万円未満	損金算入	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象 平成元年3月31日までに取得の資産を除く
	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

## 償却資産の価格と課税について

### (1) 納税義務者等

納税義務者	賦課期日(令和8年1月1日)現在の償却資産の所有者
評価額の算出及び 決定価格	前年中に取得したもの…取得価格 × 減価残存率(前年中取得)
	前年前に取得したもの…取得価格 × 減価残存率(前年前取得)
	※評価額の最低限度額は、取得価格の5%に相当する額
課税標準額	賦課期日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたもの
税率	1.4%
免税点	全資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

### (2) 評価額の計算方法

償却資産の評価額は、取得年月日・取得価格・耐用年数に応じた減価率(定率法)を基本として、資産ごとに(一品ずつ)算出します。

#### 前年中に取得した償却資産

評価額=取得価額 × 減価残存率(前年中取得)

#### 前年以前に取得した償却資産

評価額=前年度の価格 × 減価残存率(前年前取得)

- ・求めた額が取得価額の5%よりも小さい場合は、取得価額の5%の額とします。
- ・固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。(法人税法等の旧定率法と同じ)

#### ＜具体的な評価額の計算＞

取得年月:令和元年5月 取得価格:100万円 耐用年数:7年 の資産の場合

1年目の減価残存率は 0.860 2年目以降の減価残存率は 0.720

令和2年の評価額  $1,000,000 \times 0.860 = 860,000$

令和3年の評価額  $860,000 \times 0.720 = 619,200$

Σ

令和7年の評価額  $231,114 \times 0.720 = 166,402$

令和8年の評価額  $166,402 \times 0.720 = 119,809$

令和9年の評価額  $119,809 \times 0.720 = 86,262$

令和10年の評価額  $86,262 \times 0.720 = 62,108$

令和11年の評価額  $62,108 \times 0.720 = \underline{44,717}$

令和11年で、評価額が取得額 1,000,000 円の 5% (50,000 円)未満になるため、令和11年以降の評価額は 50,000 円となります。

## 耐用年数別減価残存率表

耐用年数	減価残存率	
	前年中取得	前年前取得
2	0.658	0.316
3	0.732	0.464
4	0.781	0.562
5	0.815	0.631
6	0.840	0.681
7	0.860	0.720
8	0.875	0.750
9	0.887	0.774
10	0.897	0.794
11	0.905	0.811
12	0.912	0.825
13	0.919	0.838
14	0.924	0.848
15	0.929	0.858
16	0.933	0.866
17	0.936	0.873
18	0.940	0.880
19	0.943	0.886
20	0.945	0.891
21	0.948	0.896
22	0.950	0.901
23	0.952	0.905
24	0.954	0.908
25	0.956	0.912
26	0.957	0.915

耐用年数	減価残存率	
	前年中取得	前年前取得
27	0.959	0.918
28	0.960	0.921
29	0.962	0.924
30	0.963	0.926
31	0.964	0.928
32	0.965	0.931
33	0.966	0.933
34	0.967	0.934
35	0.968	0.936
36	0.969	0.938
37	0.970	0.940
38	0.970	0.941
39	0.971	0.943
40	0.972	0.944
41	0.972	0.945
42	0.973	0.947
43	0.974	0.948
44	0.974	0.949
45	0.975	0.950
46	0.975	0.951
47	0.976	0.952
48	0.976	0.953
49	0.977	0.954
50	0.977	0.955

## 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。このような資産をお持ちの方は、「様式第83号(第16条関係)固定資産税非課税規定の適用申告書」を提出してください。なお、不明な点、非課税適用申告書の請求は税務課固定資産税係にお問い合わせください。



前年から変更がない場合

「19 資産に増減なし」欄に□を記入してください。

## 初めて申告する場合

「前年中に取得したもの（ハ）」欄と同じ金額を「計（ニ）」欄に記入してください。

19	<input checked="" type="checkbox"/> 資産に増減なし
20	<input type="checkbox"/> 該当資産なし
21	<input type="checkbox"/> 転出・廃業・解散・その他( 年 月 日)
22	備考(添付書類等)

## 資産が増加した場合

- ①「前年前に取得したものの(イ)」欄に昨年の「計(二)」欄に記入したものと同じ  
数字を記入してください。

②「前年中に取得したものの(ハ)」欄にR7年に取得した資産の合計を記入して  
ください。

③「計(二)」欄に①と②を足したものを記入してください。

1

3

2

## 資産が減少した場合

- ①「前年前に取得したものの(イ)」欄に昨年の「計(ニ)」欄に記入したものと同じ  
数字を記入してください。

②「前年中に減少したものの(ロ)」欄にR7年に減少した資産の合計を記入して  
ください。

③「計(ニ)」欄に①から②を引いたものを記入してください。

2

1

3

第二十六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格A4・卓）（第十四条関係）

令和8年度 種類別明細書(全資産用・プレ申告用)											
記名もしくは署名		1枚のうち 1枚									
所有者名		1枚									
佐渡太郎		1枚									
行番号	資産黒動区分 (他1)	資産の種類 (他2)	資産の名称等			数	取得年月 (他3)			元日取得 (他4)	取扱額 (他5)
			年号	年	月		年号	年	月		
01	1	1	駐車場舗装	1	4	24	4	1,200,000	10.0.	500,000	20.0.
02	1	1	看板(金属製)	1	4	16	3	昭和	0.	300,000	8.0.
03	1	2	オープン	1	5	7	4	平成	0.	200,000	6.0.
04	1	6	ショーケース	1	5	1	5	令和	0.	400,000	4.0.
05	1	6	パソコン	1	5	5	9	0.	0.	0.	0.
06										0.	0.
10										0.	0.
11										0.	0.
12										0.	0.
13										0.	0.
14										0.	0.
15										0.	0.
16										0.	0.
17										0.	0.
18										0.	0.
19										0.	0.
20										0.	0.
										2,600,000	

資産の名称は型番などではなく、どのような資産か分かるように記入してください。  
例)  
FMV-7160G3 … ×  
パソコン…○

資産の種類  
1 構築物  
2 機械及び装置  
3 船舶  
4 航空機  
5 車両及び運搬具  
6 工具・器具及び備品

黒動区分  
1 増加  
2 減少  
3 訂正

増減事由  
1 新品取得  
2 中古品取得  
3 売却  
4 減失  
5 移動  
6 その他  
※摘要欄に詳細を記載してください。

第二十六号様式別表二(提出用) (用紙日本産業規格A4・赤色) (第十四条関係)

資産別明細書(増減資産用)									
所 有 者 名		資 産 の 名 称 等		数 量		取 得 年 月		元 日 取 得	
佐渡 太郎		1枚のうち		年 号	年 月	(注5)	(注4)	取 得 価 額	申 告 年 度
行 番 号	資 産 の 種 類 (注1)	物 件 番 号	資 産 の 名 称 等 (注2)	数 量	年 号	年 月	(注5)	取 得 価 額	申 告 年 度
01	1 2		オープン	1	5	7	11	300,000	1
02	2 1		エアコン設置	1	4	23	6	300,000	4
03	2 6		パソコン	2	4	28	10	400,000	4
04									
05									
06									
07									
08									
09									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
小 計									

記名もしくは署名

令和8年度  
種類別明細書(増減資産用)

1枚のうち  
1枚

資産の種類  
1 構築物  
2 機械及び装置  
3 船舶  
4 航空機  
5 車両及び運搬具  
6 工具・器具及び備品

異動区分  
1 増加  
2 減少  
3 訂正

帳票識別コード  
申告区分  
□当初申告・□修正申告  
□一般処理  
申告書等送付番号

申告方式  
□一般処理  
申告書等送付番号

※減少資産の記載にあたっては、同封の  
「種類別明細書」を参考にしてください。  
※今までの申告内容と違う資産名や  
申告していない資産は記載しないでください。

資産の種類  
1 構築物  
2 機械及び装置  
3 船舶  
4 航空機  
5 車両及び運搬具  
6 工具・器具及び備品

増減事由  
1 新品取得  
2 中古品取得  
3 売却  
4 減失  
5 移動  
6 その他  
※摘要欄に詳細を記載してください。  
なお、償却資産はその資産を使用  
している限り、申告の必要があります  
ので、耐用年数を経過したという事由で  
資産を減少させることはできません。